

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第20号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>審議監若しくは本庁の部長の職又はこれらに相当する職にある職員</u> 12,000円</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第14条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 本庁の部長の職又は<u>これに相当する職にある職員</u> 12,000円</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。